

仕事と子育ての両立を支援するための行動計画

次世代育成支援対策推進法の定めるところにより、従業員が仕事と子育てを両立できる働きやすい環境をつくるための一般事業主行動計画を下記のとおり策定する。

記

1. 計画期間 平成27年4月1日～平成32年3月31日

2. 内 容

(1) 所定外労働の削減のための措置の実施

(働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備)

《目 標》

平成32年3月までに、所定外労働を削減し、仕事と家庭のメリハリある生活の実現に向けて、次の取り組みを実施する。

- ・ノー残業デーの徹底

《対 策》

- ◎ 平成27年 4月～ ノー残業デーについて現状分析
(見回りで残業者数を確認し、現状分析)
- ◎ 平成27年10月～ 現状分析を受けて見つかった課題に対して具体的な対策
立案・実施
- ◎ 平成28年 4月～ 対策の効果を検証・修正

(2) 子育てを行う労働者への経済的支援の実施

《目 標》

平成32年3月までに、子どもを扶養する社員への家族手当を拡充し、子育て世帯への経済的支援を強化する。

《対 策》

- ◎ 平成27年 4月～ 家族手当支給規程を改定・周知

(3) 子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備

《目 標》

平成32年3月までに、小学校就学前の子を養育する者に対する次の制度について、周知啓発することで利用しやすい職場環境を作る。

- ・ 所定外労働の免除
- ・ 勤務時間の短縮（1日の労働時間を2時間短縮）
- ・ 時間外労働（深夜労働含む）の制限

《対 策》

- ◎ 平成27年4月～ 従業員への制度の周知・啓発

(4) 雇用環境の整備に関する事項以外の次世代育成支援対策に関する事項

《目 標》

平成32年3月まで、若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会を提供する。

《対 策》

- ◎ 平成27年4月～ 大学・高校・中学の学生向け就業体験機会提供の継続実施

以 上